明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（外務三四九）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同三五〇）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（年金・健康保険福祉施設整理機構・石油天然ガス・金属鉱物資源機構・海上災害防止センター）、日本司法支援センター平成二十三事業年度財務諸表、型式適合認定、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第三百四十九号

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

（別表）

次のとおり改正する。

12. ラシュカレ・タイバ（別称：(a)ラシュカレ・タイバ(b)ラシュカレ・タイバ(c)アル・マンスリーン(d)アル・マンスリーン(e)アーミー・オブ・ザ・ピュアー(f)アーミー・オブ・ザ・ライチャス(g)アーミー・オブ・ザ・ピュアー・アンド・ライチャス(h)パースバーネ・カシミール(i)パースバーネ・アヘレ・ハディース(j)パースバーネ・カシミール(k)パースバーネ・アヘレ・ハディース(l)パースバーネ・アヘレ・ハディース(m)パースハーネ・アヘレ・ハディース(n)ラシュカレ・タイバ(o)エル・イー・ティー(p)ジャマーアットゥドゥ・ダーワ(q)ジェー・ユー・ディー(r)ジャマーアットゥル・ダーワ(s)ジャマーアットゥドゥ・ダーワ(t)ジャマーアットゥル・ダーワ(u)ジャマーアットゥル・ダーワ(v)ジャマー・アッテ・ダーワット(w)ジャマーアットゥドゥ・ダーワ(x)ジャマー・アットゥドゥ・ダ・アワ(y)ジャマー・アットゥドゥ・ダ・アワ(z)ジャマーアットゥドゥ・ダーワ(aa)ファラー ヒ・インサニアット財団(FIF)）

LASHKAR-E-TAYYIBA (a.k.a.: (a)Lashkar-e-Toiba (b)Lashkar-i-Taiba (c)al Mansoorian (d)al Mansooreen (e)Army of the Pure (f)Army of the Righteous (g)Army of the Pure and Righteous (h)Paasban-e-Kashmir (i)Paasban-i-Ahle-Hadith (j)Pasban-e-Kashmir (k)Pasban-e-Ahle-Hadith (l)Paasban-e-Ahle-Hadis (m)Pashan-e-ahle Hadis (n)Lashkar e Tayyaba (o)LET (p)Jamaat-ud-Dawa (q)JUD (r)Jama.at al-Dawa (s)Jamaat ud-Daawa (t)Jamaat ul-Dawah (u)Jamaat-ul-Dawa (v)Jama.at-i-Dawat (w)Jamaiat-ud-Dawa (x)Jama.at-ud-Da.awah (y)Jama.at-ud-Da.awa (z)Jamaati-ud-Dawa (aa)Falah-i-Insaniat Foundation (FIF)）

旧称：不明

所在地：不明

その他の情報：ラシュカレ・タイバの指導者であるハフィーズ・ムハンマド・サイードと関係がある。

○外務省告示第三百五十号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十四年第三百二十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十四年一月二十五日、二月十三日、二十一日、三月十四日、二十日、四月十三日、五月十日、十八日、二十五日、六月一日、二十一日、八月十二日、十三日及び九月二十七日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一二九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十四年十月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

別表の3.、7.、8.、13.、16.、22.、25.、34.、39.、45.、52.、65.、70.、84.、95.、102.、104.、109.、185.、194.、211.、274.、331.、333.、415.、416.、417.、418.、429.、445.、446.、447.、448.、449.、451.、459.、476.、497.、536.、571.、574.、581.、582.、586.、594. 及び603. を次のように改正する。